

介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 第1号訪問事業（緩和した基準による訪問サービス）の利用料

【基本部分】 ※生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス(緩和基準) Ⅰ/2 (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス(緩和基準)が必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	10,010円/月	1,001円	2,002円	3,003円
訪問型サービス(緩和基準) Ⅱ/2 (1月につき)	週2回程度の訪問型サービス(緩和基準)が必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	20,010円/月	2,001円	4,002円	6,003円
訪問型サービス(緩和基準) Ⅲ/2 (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービス(緩和基準)が必要とされた者 (事業対象者・要支援2)	31,730円/月	3,173円	6,346円	9,519円
訪問型サービス(緩和基準) Ⅳ/2 (1回につき)	1月の中で全部で4回までのサービス(緩和基準)を行った場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,290円/回	229円	458円	687円
訪問型サービス(緩和基準) Ⅴ/2 (1回につき)	1月の中で全部で8回までのサービス(緩和基準)を行った場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,320円/回	232円	462円	696円
訪問型サービス(緩和基準) Ⅵ/2 (1回につき)	1月の中で全部で12回までのサービス(緩和基準)を行った場合 (事業対象者・要支援2)	2,450円/回	245円	490円	735円
訪問型サービス(緩和基準) 短時間/2 (1回につき)	20分未満の訪問型サービス(緩和基準)を行った場合 (1月の中で22回まで利用可能)	1,420円/回	142円	284円	426円

上記の基本利用料は、淡路市が定める金額です。なお、金額の改定があった場合は、事前に新しい基本料金表を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1 割)	利用者負担 (2 割)	利用者負担 (3 割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000 円	200 円	400 円	600 円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	13.7%			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)※	処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得し、複数の取り組みで一定の改善基準を超え、厚生労働省の『介護サービス情報公表システム』等で「見える化」している。 特定事業所加算を取得している。	6.3%			

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。